

「令和元年度主要農作物品種審査会（麦類）」会議録

1 日 時：令和元年10月4日（金）午前10時から午前11時30分まで

2 場 所：宮城県行政庁舎11階第2会議室

3 出席者

(1) 委員：8名

本間香貴, 井城 克廣, 高澤まき子, 中村 聡, 真鍋 郁夫, 鈴木 康則, 加藤 房子, 高橋 久則

(2) 幹事：4名

橋本 和博, 松原 馨一, 遠藤 弘樹, 堀内 保昭

4 会議録

(午前10時開始)

○事務局（寺島班長）

定刻でございますので、ただ今より、主要農作物品種審査会を開催します。
開会の御挨拶を本間会長よりお願い致します。

○本間会長

本日は、御多忙中にもかかわらず、主要農作物品種審査会に御出席いただき、厚くお礼申し上げます。
今回の主要農作物品種審査会につきましては、麦奨励品種「ゆきちから」の廃止、ならびに、令和元年度の奨励品種決定調査に供する麦類の系統について、御協議いただきます。

さて、県内における麦の生産状況ですが、作付面積はここ数年、概ね横ばい傾向が続いており、令和元年産は大麦が1,160haで、前年産と比較すると10haの減少、小麦が1,130haで、前年産と比較すると30haの増加となっております。作柄については、適期に播種されたほ場では、生育量が確保され、平年より収量増加が期待されましたが、播種が遅れたほ場では、生育量が確保されないまま収穫に至ったり、根雪がないことから昨年より鳥害を受けたほ場もありました。作物統計の速報値では、10a当たり平均収量対比で、大麦は120%、小麦は104%と、共に平年より上回っております。また、8月31日現在の農産物検査結果の速報値では、上位等級比率は大麦が81.6%、小麦が83.9%と、収穫時期に降雨の影響を受け、刈り遅れたほ場もあり、小麦で品質がやや落ちている傾向が見られています。

一方、供給量や品質に関する実需者の要望とのミスマッチがあることから、実需者ニーズに応じた生産の実現に向けて、当審査会では平成28年に、糯性大麦「ホワイトファイバー」と製パン適性に優れた小麦「夏黄金」を新たに奨励品種として採用しており、それぞれ令和元年産から一般作付が開始されております。

実需者ニーズに応え得る、優れた新品種を選定・普及することは、生産振興における根幹であることから、当審査会が果たすべき役割も、今後ますます重要なものになってくるものと考えております。

また、皆様御承知のとおり、奨励品種制度の根拠となる主要農作物種子法が平成30年4月1日に廃止されましたが、宮城県では将来にわたって、優良な主要農作物種子の安定的な生産、供給、品質確保を図っていくため、9月議会に条例案を提出したと伺っておりますので、報告いただく予定であります。

最後になりますが、本日お集まりの皆様には、審議案について十分に御検討いただき、忌憚のない御意見や御提案をいただけますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（寺島班長）

ありがとうございました。

それでは始めに、本日御出席いただいております委員と幹事の皆様方を御紹介させていただきます。次

第の裏面をご覧ください。

(委員8名、幹事4名を紹介)

なお、全国農業協同組合連合会宮城県本部の菅原 悟委員、宮城県農業士会の松元 裕子委員におかれましては、都合により欠席となっております。

本日は、委員8名の出席をいただいておりますので、審査会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、会議が成立しますことを御報告いたします。

なお、本審査会につきましては「情報公開条例」に基づきまして、公開で開催させていただきますので、委員の皆様におかれましては御了承願います。

これより審議に移りますが、これからの進行につきましては、主要農作物審査会条例第5条の規定により、会長を議長に進めて参りたいと思っております。

本間会長、よろしくお願い致します。

○本間会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、資料の1ページに知事からの諮問文がございますので、御覧願います。

諮問事項は、

(1) 麦奨励品種「ゆきちから」を廃止することについて

(2) 令和元年度奨励品種決定調査に供する品種(麦類)について

でございます。

それでは、ただ今より、審議に入ります。

(1) 麦奨励品種「ゆきちから」を廃止することについて

事務局から説明願います。

○事務局(大川)

麦奨励品種「ゆきちから」を廃止することについて説明。

○本間会長

ただ今の説明に対して、御意見、御質問がございましたらお願い致します。

○加藤委員

種子のことで聞きたいのですが、奨励品種から外れることによって、奨励品種になっている種子は県内で安く購入できるのか、奨励品種でなくなると、岩手県から購入可能とお話があったので、宮城県内では「ゆきちから」の種子は一切取り扱わないということになって、種子の購入価格の点で何か大幅に影響が出るのかというのが1点と、小麦全体の作付面積なのですが、それでも、「ゆきちから」が令和元年からガクンと大幅に作付面積が減っているのはわかるのですが、「夏黄金」と「ゆきちから」の作付けはだいたい同じなのですが、「シラネコムギ」の作付けの方に移ったという方もいるということなのではないでしょうか。数字から「ゆきちから」から「夏黄金」に全部移ったとはみてとれないので、どのような関係なのかという2点を質問させていただきます。

○橋本幹事

1点目の価格についてですが、奨励品種制度は、それぞれの県が適切な品種を選定し、種子を確保し供給するという制度ですので、これまで奨励品種であった「ゆきちから」については、宮城県として採種ほを設置して、そこで作った種子の価格を示しながら、農家の方にお配りするということになっておりますので、宮城県は小麦のすべての品種で同じ価格で提供しておりました。先ほど「ゆきちから」は今後とも岩手県でも作るということですので、岩手県でも同じような仕組みで、一律価格で販売していたということになります。今回、宮城と岩手で同じ価格なのかという御質問と思いますが、これは県によって若干異なります。更に岩手から導入する際には輸送経費も加わりますので、今までの価格から若干高くなることは否めないところでございます。今までの価格なのかという御質問については、若干高くなることもあるかもしれない、というお答えになります。それから2点目の代替がうまくいっているという説明ですが、面積的に昨年の「ゆきちから」322haに対して今年の「夏黄金」252haと70haくらい少ないという

ことについてはどうなのかという御質問ですが、どうしても新しい品種なので、農家の方はどのようなものなのか手を出しづらいということが実際あります。ただ、夏黄金については、「ゆきちから」も「夏黄金」もパン用小麦強力粉ですので、これまで作っていた産地では新しい品種が出てきたことで試験栽培をさせていただいております。ある程度「夏黄金」だったら「ゆきちから」より赤かび病に強いので切り替わっていますが、試験等行われていない地域では、少し様子を見てから入れようということもあって、すべて同じ面積になっていないというのが実状でございます。

○本間会長

これからの作付け計画で数値をお持ちでしたら見込みを教えてくださいといいたかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（大川）

「夏黄金」については、宮城県内の小麦の作付面積のおよそ30%を目標にしております。実需の方からは「ゆきちから」から「夏黄金」に切り替えたことは評価をいただいております。奨励品種が多いとロットがまとまらないので切り替えたことについては評価をいただいております。そのことについては、関係機関も承知のことですので、これからも栽培研修会、農協にも働きかけて、「夏黄金」についてはもっと量が必要だという声がありますので、普及に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○本間会長

そのほかの御意見、御質問いかがでしょうか。

○井城委員

「夏黄金」の作付け動向ですが、種子の申し込みから申しますと、43,700kgほど注文がございますので、10aあたり12~13kgほど播種したとしても、400haくらいにはなるのではないかと思います。先ほど事務局から説明ありました数量は、種子の面ではクリアするのではないかと思います。加藤委員からも出たとおり、「夏黄金」と「ホワイトファイバー」の新品種について、審査会で動向や評価がどうであったか、付け加えて説明をいただきたいと思っております。また、毎年、宮城県麦類・大豆生産流通基本方針で令和2年までの基本方針を提示されていると思っておりますが、その中でもここ2~3年、麦類や大豆の新品種や従来品種がどうであったか、この場でお話しいただきたいと思っております。「ゆきちから」について例えば現場で奨励品種でなくなって非常に困っているというような声があるのかないのかなど、委員の皆様には情報として提供していただくと、議論の中でどのようにしていくかという一つの材料になりますので、よろしく願います。それから、「ゆきちから」は先ほど岩手県から種子を購入できるということでしたが、農産物検査をしないと宮城県産の「ゆきちから」という名前をつけられないので、岩手県から種子を購入して生産する方がいれば、県の方からもバックアップをお願いしたいと思っております。

○橋本幹事

実需の方の評価について話をさせていただきたいと思っております。「夏黄金」と「ホワイトファイバー」の2品種については、平成28年度のこの会議で採用させていただいた品種でございます。この2品種とも特性があるということで、「夏黄金」については強力粉でありながら赤かび病に強い、「ホワイトファイバー」については糯性の大麦ということで、それぞれ生産者側、使う側にとって求められていた特性を持っている品種でございました。これらを採用し、種子を去年の秋に初めて皆様にお使いいただいて、評価については今後になりますが、いずれ実需の方からは、このような特性を持った品種を採用したことについては、今後とも増やしていきたいという評価ですので、この審査会でお認めいただいたことが、宮城県産麦の評判につながっていくのかなと感じております。生産者側については、先ほど「夏黄金」で作りやすくなりましたので、今後増やしたいという話をいただいております。それから、2点目の検査の部分でございますが、「ゆきちから」の種子を持ってきても、宮城県で作ったものが検査で「ゆきちから」とできるのかということですが、農産物検査法で「ゆきちから」が産地品種銘柄になっていないと表示できないこととなります。産地品種銘柄については、すぐに削除されるものではございません。国の方と協議をし、生産量がなくなり、検査もなくなった時点で下ろすという作業に入りますので、現時点でも、「ゆきちから」について、いつ下ろすという検討はされておられませんので、宮城県産の「ゆきちから」で検査をし、販売

することはできる状況でございます。

○本間会長

その他の質問や御意見はいかがでしょうか。

○加藤委員

みやぎ生協が、パンに「ゆきちから」を使用して供給をしているのですが、「夏黄金」を消費者の方に認知してもらうことを強く行ってもらわないと、「ゆきちから」というイメージがみやぎ生協メンバーに強いので、「夏黄金」に変えた場合、県として消費者にPR等行う予定なのでしょうか。それとも生産者と実需者へのPRになるのでしょうか。

○橋本幹事

「ゆきちから」につきましては、本県として初めて強力粉として採用した品種でございます。その際、普及を図る時にみやぎ生協様に御協力をいただきました。また、学校給食会にもパンに入れていただくということもしまして、宮城県でパン用小麦ができましたので、県内で使っていただくという動きをさせていただいた品種でございます。それに対して「夏黄金」については、担当の方もその部分はきちんとできていないところもあるようですので、ただ今の御指摘を受けまして、生協様ともお話をさせていただき、宮城県のパン用小麦の強力粉として、「夏黄金」で県も拡大推進して参りますということを事務局の方を通して話させていただきながら、PRさせていただきたいと思っております。

○中村委員

PRの点ですが、県の方で麦のパンフレットを作っていたと思います。それに「ゆきちから」などの品種名がありましたので、それを「夏黄金」にするなど、パンフレットを配布することでより積極的にPRできるのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。

○高澤委員

2011年に米の消費とパンの消費を比較しますと、2011年以降逆転しております。要するにパンを食べる人が非常に多くなってきているという状況で、その反面、食物アレルギーという点ではどうしても逃れられないというところがありまして、卵、乳、小麦と3大アレルゲンと言われておりますが、アレルゲンの状況などはどうなのか、何かわかればお願したいと思っております。

○橋本幹事

1点目の麦のパンフレットについては、みやぎ生協様に対して、メンバーの方々に対して「夏黄金」という品種はどのようなものなのかもお伝えしなければならないと思っておりますので、みやぎ生協様が作られる、もしくは今後行われる商品説明の中に入れるように調整をさせていただきたいと思っております。一方、アレルゲンに関してですけれども、アレルギー物質につきましては、グルテンが中心になりますので、「夏黄金」についても小麦アレルギーの方には厳しいものですので、国としては米粉を使ったノングルテンをPRさせていただいておりますので、そのような活動も行いながら、小麦のアレルギーを持っている方には米粉パンということを推進していく必要があると考えております。

○本間会長

特になければ、説明にありましたように、「ゆきちから」から「夏黄金」に変わっているということで、麦奨励品種「ゆきちから」を廃止することについては、原案どおり適当であるとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○本間会長

それでは、麦奨励品種「ゆきちから」を廃止することについては、適当であることといたします。続いて、令和元年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）について、説明願います。

○堀内幹事

令和元年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）について説明。

○本間会長

ありがとうございます。それでは皆様からの御質問をお願い致します。いかがでしょうか。

○中村委員

大麦の方で、「北陸皮 59 号」の硝子率がだいぶ他の品種と比べて低く、大麦の場合だとあまり硬くならない方がいいということですが、かなり数値が低いので、逆に低すぎると品質的に問題が出ないのかなと感じるのですが、このあたりの数値はどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

○堀内幹事

極端に低いので、品種の特性なのかも含めもう一度確認したいと思います。あまり白すぎますと砕けたりすることにつながるようでございますので、その辺もあわせて調査していければと思います。

○中村委員

育成地でどのくらいの数値だったのかというのが気になりますが、育成地でも同じようにかかなり低い数値なのか、あるいはたまたま年度によるものなのか、こちらの方の気候によるものなのか、今後検討していただければと思います。

○加藤委員

小麦についてですが、代替品種として「夏黄金」と比較して赤かび病に強くという点では、特性の概要で赤かび病に強いかが読み取れないので、わかれば教えていただきたいと思います。それから、パンに適性が優れているのが「東北 237 号」にしか記載されていないのですが、他は麵用ということなので、「夏黄金」の代替は「東北 237 号」になるのか教えていただきたいと思います。

○堀内幹事

「夏黄金」の代替は、「東北 237 号」になります。もう一つの赤かび病についてですが、岩手県の育成地では、赤かび病の試験ができないので、現地の方で試験いたしまして、強いのかどうかこれから判断していくことになります。

○本間会長

大麦の「東山皮 118 号」の子実重が 76.1kg/10a なのでいいと思うのですが、それでも形質が悪いから打ち切りということなのでしょうか。

○堀内幹事

確かに御指摘のとおり、数値を見ますと優れている品種でございます。データだけでなく、実は昨年まで石川県でも供試しておりまして、石川県では打ち切りという判断をしております。大麦の流通上、ロットがまとまらなると品種になれないところがございまして、宮城県としては特性上優れているところがありますが、ロットがまとまらなると実需に購入していただけないという側面もありますので、今回やむなく打ちきりという判断をいたしました。

○本間会長

いつでも奨励品種にできるような状態に検査しておくという方向はないということでしょうか。

○堀内幹事

今のところ、そのようには考えてございません。

○本間会長

いろいろデータがあって、それを追っていくことだけで大変なのですが、要望される品種として並べて

書いてありますが、現状としてどのようなものが特に重要視されているのでしょうか。

○堀内幹事

今求められているのは、機能性ということがあります。すでに平成28年に採用されておりますが、糯性が実需で求めているもののようです。また、ご飯と一緒に炊いて食べるということがございますので、前段で記載しておりますとおり、精白度が高く加工する際のさいり？破碎が少ないものがポイントと考えております。

○本間会長

このレベルを超えたらいいとか、もう少しレベルを高くしたいなどの目標もあったりするのでしょうか。

○堀内幹事

経営所得安定対策の中で品質区分がありますので、それをまずクリアするのが一つの目標でございますし、各精麦会社で社内の基準がありますので、それと比較しながらということになるかと思えます。

○本間会長

小麦の方はいかがでしょうか。例えば製パン性として「夏黄金」が十分なレベルにあるのか、それとももう少し製パン性を高くして欲しいという要望があるのでしょうか。

○堀内幹事

おそらく現品種で、麦の特性品種としては良いと思いますが、栽培上、強力粉は赤かび病に弱いということがありますので、少しでも高いものを選定していく必要はあると思います。「夏黄金」も「ゆきちから」よりは赤かび病に強いのですが、更に選定していければと思います。

○本間会長

そのほか質問、御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○高澤委員

大麦の利用としては、やはり麦飯としか考えてないのでしょうか。実は今、大麦の粉を使って商品化しようとして実践しているところなのですが、宮城県の種類ではなく、九州の方の大麦をある企業から頼まれてやっている状況です。大麦をパンにしようとするとう膨らみが悪い。ケーキにするとまあまあいけるのですが、クッキーにすると100%大麦ではかなり口当たりが変わってくるという状況にありまして、半々くらいであれば好ましいだろうという状況です。大麦の利用法としていろいろな方法があれば、生産性も高まってくるのではと思っております。

○堀内幹事

貴重な御意見ありがとうございました。実需の方とも相談しながら、検討して参りたいと思います。確かにうどんもございますし、お酒のビールなどといった利用もあるのかなと思います。ただ、実需との契約が前提となりますので、実需の要望を加味しながら品種を選定して進めていけたらと思います。

○本間会長

ちなみに今は一つの品種で試しているのでしょうか。

○高澤委員

そうです。

○本間会長

大麦のどのような特性が食感に効いているのでしょうか。

○高澤委員

まずは、学生たちにはパンを作らせています。小麦100%と、大麦10%、20%、40%と増やしていきますと、膨らみが悪くていわゆるベーグルのようなドシッとしたような口当たりになります。ただそれが良くないわけではなく、これならこれでいいのではないかという状況のパンになります。それから、クッキーにしますと、サクサク感というよりはしっとり感が非常に強くなってきて、それはそれでいいのではないかと思うのですが、配合割合を別に変えてみたらもっといいものに仕上がるかなという、まだ途中段階であります。ケーキにすると、バターのを多くしますと、非常にしっとり感がある大麦100%のケーキでも問題なく作れるということが少しずつわかってきています。ただ、今回は1種類の品種しか使っておりませんので、品種を変えたらどうなるのかということも視野に入れていこうかなと思っております。

○本間会長

どうもありがとうございます。そのほか質問や御意見はあるでしょうか。

○加藤委員

夏黄金を奨励品種としたときに、実需者を対象に試食会をしたのですが、それはそれで大事かと思うのですが、それを買う消費者に対して「夏黄金」なり新たに奨励品種となったものを、消費者のみなさんはどう受け止めるかという取り組みは何かお考えではないでしょうか。すべて実需者にお任せということになっているのでしょうか。

○橋本幹事

小麦の生産量が「夏黄金」である程度のロットが確保できれば、「夏黄金」で作った「パン」等とうたえるのですが、みやぎ生協さんで「夏黄金」を使ったパン、というように、県域であればそのような動きができるのですが、実際には他県産の小麦とブレンドされて使われております。量的に、宮城県産のパン用の小麦のロットは決して大きくなく、どうしても北海道産などとミックスされて国産小麦として使われるので、先ほど申し上げたとおり県内の供給者の方々と話をして「夏黄金」の商品化の話をしたいのですが、実際に流通されることを考えると、「夏黄金」単品で商品化というのは難しいというのが実状でございます。

○本間会長

その他いかがでしょうか。特になければ、(2)令和元年度奨励品種決定調査に供する品種(麦類)については、原案どおり適当であるとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○本間会長

それでは、令和元年度奨励品種決定調査に供する品種(麦類)については、原案どおり適当であるいたします。以上で諮問事項の審議を終了いたします。

○本間会長

次に答申案をまとめたいと思いますが、いかが取りはからいましょうか。

議長一任という形で、答申案を申し上げたいと思います。今回、知事から諮問のあった事項については適当と認める旨、答申したいと思いますが、御異論ございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○本間会長

それでは、ただ今申し上げたとおり、答申することに決定いたします。具体的な答申文の文案につきましては、私と事務局に一任いただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○本間会長

それでは、答申文につきましては、私と事務局にて作成させていただきます。

次に、次第の5 報告事項、主要農作物種子条例についてございますので、説明よろしくお願いたします。

○橋本幹事

主要農作物種子条例について説明。

○本間会長

どうもありがとうございます。

ただ今の報告に対して、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

○加藤委員

本日本会議で決定されればという話ですが、主要農作物品種審査会が、条例の下に設置されるということになりますと、審査会が条例に基づき審査も行っていくという関係になると思われるので、例えば県の責務の中にある施策を計画的に推進するとか、関係機関の責務や指定等とあるのですが、条例はあくまでも条例なので、要綱や規則など具体的個別に計画や指定などの取り決め、具体的な中身について今後どのようになるのかおたずねいたします。

○橋本幹事

まず、新たに主要農作物種子条例の中に主要農作物品種審査会が入ることなので、県の責務等についてもこの審査会で審議をする必要があるのかということですが、それについては、第19条にあります所掌事務のところから従来どおりの所掌事務でこの審査会は運用されますので、例えば県が作る種子生産計画などは、この審査会では審議いただくことにはしておりません。ただ、基本的な情報として、おつなぎする必要があると思いますので、審議事項ではなく、参考事項やその他等のところで、規則や要綱、要領で定めている内容について4月1日以降また情報提供させていただきながら、この審査会においては、決定基準に関する事項や奨励に供試される品種に関する事項、品種の決定廃止の部分について御協議をお願いすると考えていきたいと思っております。

○本間会長

どうもありがとうございます。その他御意見ありますでしょうか。

○高橋委員

県の方の立場の委員として付け加えさせていただきますが、この種子条例は昨年4月の種子法廃止に伴って、様々な方面から御心配のお声、御意見等いただいた中で、最終的に県の条例化を判断し協議してきたところです。先ほど課長より御報告させていただきましたが、種子法に規定されていなかった部分に対する対応が、対比表の赤字で記載している新規の部分でございまして、皆様からいただいた様々な問題、課題、心配の部分を丁寧に対処できたのかなと思っております。それから、品種審査会の条例を含め、審査会の運営も定めた条例になったということにつきましては、今後とも皆様から様々な御意見をいただきながら、品種に関する部分につきましては議論をいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願申し上げます。

○本間会長

どうもありがとうございます。宮城県で主要農作物種子条例が制定されるということで、委員の皆様方にはこれまでどおり、宮城県内に普及すべき稲、大麦、小麦、大豆の優良な品種に関する重要事項を調査審議いただくということですので、今後ともどうぞよろしくお願致します。

では次の項目に移りたいと思います。次は6 その他ですが、何かございますでしょうか。

○井城副会長

今日の審査会で「ゆきちから」を廃止するということが、前回の審査会では「夏黄金」、「ホホワイトファイバー」を新たな奨励品種として採用したということで、今日も新たに新しい条例の中で品種審査会が行われるとのお話があったのですが、条例を読ませていただきますと、県が責任を持って県内の農家の方々に種子を生産、供給するということが、非常に好ましいなと考えたところです。ただ実際、採種ほの農家の方々は、大変高齢化も進んでおりますし、また、施設の更新等も、採種組合の皆様が廃止をすると、新たな生産組織を作るのが非常に困難な状況になっております。今日説明いただきました、種子条例の中でも第4条、第17条でそれぞれ財政上の措置についてうたってございますので、是非この機会に、新たな採種ほ、生産組織の育成に関しての事業を創設していただいて、御後援いただいて、県内の麦作、また主要農作物生産の農家の方たちに、県内産の種子を滞りなく配布できるよう御配慮いただきますようお願いしたいと思います。

○橋本幹事

頑張っって参りたいと思います。

○加藤委員

条例に関してですが、主要農作物審査会については今までどおり奨励品種についての審査という御回答で理解しました。であると、条例の中にある様々な県の監督のことや指定採種団体の指定などは、県のご担当者の方のみでこれらを行っていくということだったと思いますが、第16条の県民に対する理解の促進等がありますので、きちんと県民が理解しているかどうかや、第三者的な組織というのは条例の下にはないという理解でよろしいのでしょうか。

○橋本幹事

条例には、細部まで記載しておりませんので、今後、規則、要綱、要領を作る中で、どのような組織の中で運用していくかということまで定めていくこととなります。基本は先ほど申し上げたとおり、品種審査会のところに種子生産の部分では、例えば新しい事業を作りましたとか、先ほど県民に対する理解の促進や農業者に対しての協力など、取り組んできた内容についておつなぎして進めて参りたいと思います。新たな組織については今のところ予定はございませんので、主要農作物品種審査会できちんと情報提供していければと思います。

○本間会長

他に何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本日の審査会の議事は終了となります。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。御審議ありがとうございました

○事務局（寺島班長）

どうもありがとうございました。

事務局より次回の審査会について御連絡させていただきます。

次回は2月に開催する予定となっております。具体の日程につきましては、日程調整をさせていただき、決まり次第御連絡申し上げますので、委員の皆様には御出席のほど、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、本日の主要農作物品種審査会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

(午前11時30分終了)